

一般質問



渡辺 裕一 議員 (自民)

オリンピック・パラリンピック招致活動と品川区のまちづくりについて

①グラウンド等スポーツする場所の利用状況等は。②招致等の恩恵により、スポーツインフラ整備の機会が得られるというが⑦今後の方向性は。

①国や都の公園等を借り、区が整備すること等を働きかけは。③緑化や環境の改善について、大会開催ビジョンから見込まれるまちづくりは。④ユニバーサルデザイン化等を進める上で区独自のグラウンドデザインを考へては。⑤パラリンピック招致計画への協力と、障害者スポーツ大会の拠点として品川区は適していると思うが所見は。⑥招致活動への取り組みや意欲は。

地域振興事業部長 ①天王洲公園運動施設では平日約71%、土日祝は約94%の利用率で、利用にあたり抽選が行われている。区立小中学校の体育館等は、スポ・レク推進委員会が中心となり、利用調整が行われている。②⑦できる限り活動の場を確保していく。⑧優先利用の拡充について、

①24時間対応の定期巡回介護等の⑦特徴と全国の利用状況は。②今後の展開は。③在宅系介護サービスの拠点づくり計画は。④介護リフォームを支援しては。⑤医療と介護にまたがるリハビリの位置づけは。⑥介護老人保健施設を増設しては。⑦介護福祉専門学校にリハビリ専門職育成コース設置を検討しては。⑧認知症について、行政発信の情報こそ安心を伴うと考へるが、情報提供への取り組みは。⑨認知症サポーター養成等の現況等は。⑩認知症初期集中支援チームの制度化について検討は。⑪成年後見制度の特徴等は。



源氏前小学校

引き続き働きかけていく。③緑化を推進していく。④招致の動向を見極めながら福祉のまちづくりを推進していく。⑤身近な場での障害者スポーツの振興から段階を踏んで、進めていく。⑥招致機運の醸成に向けた活動を展開しており、今後も積極的に推進する。⑦介護について、認知症予防、リハビリの有効性について

知症サポーターチームとして相談等を実施しており、今後も充実させる。⑩社会福祉協議会が後見人となっているところが大きな特徴だ。教育について

①いじめ等の調査対策委員からの要望等はどう対応するのか。②再発防止の観点から、教員の能力等の向上や児童等の指導にどう取り組むのか。③報告書の提言等をどう活用するのか。④学校と家庭の役割と責任等は。⑤失敗から学ぶなど、体験の大切さについての指導やフォローは、教育現場で意識されているのか。⑥習熟度別学習制度の更なる展開として、特別進学教室や学校の指定としては。⑦全区的あるいは地域ブロック単位での、文化とスポーツ活動の拠点づくりをしては。

①火災旋風は地震発生の際にも起こり得るが⑦区の避難計画は、火災旋風の発生を想定しているのか。⑧被害を防ぐために、燃えやすい家財等の避難所への持ち込みを制限するなどの対策が必要と考へられるが所見は。区長 ①⑦具体的な想定はできないが、火災旋風の発生要因となるであろう都市型大規模火災等を防止するための初期消火対策等に取り組んでいる。①身の安全を最優先し、

水や食料等は最小限にとどめ、燃えやすい家財等の持ち出しは慎重ことが重要だ。その周知に努めていく。教育について

①学校施設の格差によって入学者数に偏りが出てきているが所見は。②1学年の人数が減少し、少人数化が固定していくことについて所見を。③有効性が示されているeラーニングが設備の違いにより活用できないのであれば、子どもへの教育の不公平につながる。学校設備の均一化について⑦どのように考へるか。⑧今後の取り組みは。④小学校の武道必修化は、けがや事故が懸念される。設備の理由で選択する武道が狭まってしまっているのでは。これは安全面や教育面で子どもに不利にならないか。教育次長 ①学校教育のソフト面を充実させることなどで、施設等による差の影響を緩和する努力をしてきている。②それぞれの規模に応じた多様な教育活動を展開することが重要であると考えている。③環境整備をしても教員間に活用するスキルの差があることから、稼働率が低いケースも見受けられる。現状を踏まえICT環境整備計画について検討を加えている。④機器整備はバランスよく配置できるように、計画的に整備していく。⑤設備関係で選択できないという声は聞いていない。今後とも施設面等で子どもたちが不利益にならないよう学校と調整する。



防災について

大倉 考裕 議員 (民・改)

生活保護について

①受給世帯について⑦高校進学率は。①子どもへの学習支援や保護者への学習相談等の取り組みは手厚く行うべきでは。⑨学習支援団体に会場を提供することは可能か。⑩都と区的生活保護率には乖離がある。区的生活保護率が少ないのか、それとも漏給があるのか。③漏給問題について対策は。④職員等の安心な職場環境づくりのため、福祉事

務所への防犯カメラ設置等が有効では。⑤生活保護を脱却後、再受給へと至らないための元受給者への継続的なケアが必要では。⑥事業所に対する雇用援助等の取り組みが、長い目で見ると受給者救済につながると思うが見解は。⑦外国人の生活保護受給について⑦日本人と比較した受給率や廃止率は。①就労支援の方法等は。②不正受給排除のために審査の強化が求められるが見解は。③受け持つ世帯数が法令の10%以上も上回るケースワーカーの数を、適正化する必要があるが所見を。

健康福祉事業部長 ①⑦94.1%だ。①教育の必要性に対する意識喚起を図るとともに、経済的支援を紹介している。②申し出が具体的にない段階で検討する。③地域特性を反映したもので、漏給ではない。④相談記録全件を管理職まで決裁することで、漏給がないよう監督等している。⑤一定の犯罪抑止効果等が期待されるので検討する。⑥随時相談に応じられるよう門戸を開き、親身な対応により支援している。⑦就業センターでの就労支援事業等を通じ、支援策を工夫する。⑧⑦受給率は千人中15.8人であり、日本人とほぼ同様の状況だ。廃止率に関する統計はとっていない。⑨外国人の特性を生かした個別的就労支援を行っている。⑩入国後間もない申請は、入国管理局に提出した資料等の提供を求めるなどの対応により、不正受給の防止に取り組んでいる。⑪就労自立支援相談員等を採用するなど、今後も様々な工夫を続ける。